



# 9年度の 国保税はこうなります

## 急激な医療費の増加に対応

人口の急速な高齢化や医療技術の高度化、疾病構造の複雑化により医療費が急激に増加する反面、景気の低迷等で国保税収入が減少しています。

そのため、今後の医療費に見合う国保税収入の安定確保を図るため、税率を改正しました。

また、地方税法の一部を改正する法律により、国保税の限度額が52万円から53万円に引き上げられました。

国保はみなさんの健康を守る大切な制度です。

わたしたちは、ふだん健康であっても、いづどこで病気になったりケガをするかわかりません。国民健康保険は、いざという時に備えて助けあう「相互扶助」を目的とした制度です。

### (保険税の決め方)

#### 年間の国保税額

<p>★所得割 (税率6.3%)</p> <p>前年中の所得に応じ計算</p>	<p>★平等割</p> <p>(1世帯 17,000円)</p> <p>1世帯いくらと計算</p>
<p>★資産割 (税率30%)</p> <p>固定資産税(土地・建物)に 応じて計算</p>	<p>★均等割</p> <p>(1人 13,000円)</p> <p>国保加入者の数に応じ1人 いくらと計算</p>

### わが家の国保税 (モデルケース)

家族構成：世帯主、妻、子供2人 計4人家族  
所得の状況：世帯主に事業所得 280万円

妻、子2人は世帯主の扶養家族

資産の状況：固定資産税額(土地・建物) 95,000円

次の順番で計算してみよう！

①所得割額 (事業所得280万円－基礎控除、33万円)  
×6.3% = 155,610円

②資産割額 固定資産税額95,000円×30% = 28,500円

③均等割額 4人×13,000円／人 = 52,000円

④平等割額 1世帯 17,000円

合計：①+②+③+④ = 253,110円  
(税額は100円未満を切り捨て)

モデルケースの家の税額は、253,100円です。

## 届け出が遅れたときの保険税

国保には、加入するときも脱退するときも届け出が必要です。けれど、この届け出が遅れてしまうと保険税を納付するときにも次のようなトラブルが起きることがあります。

### こんなことのないように注意



会社の健康保険に加入するとき、他の市町村に引越すとき、子どもが生まれたときなど、家族に変更があるときには必ず届け出を！

#### 【例1】

##### 加入の届け出が遅れた場合

8月に会社の健康保険を脱退し、10月に国保に加入の届け出をした

会社の健康保険を脱退  
ここで国保の資格ができる！

国保に加入の届け出

7月

8月

9月

10月

国保資格のできた8月までさかのぼって納めること…

#### 【例2】

##### 脱退の届け出が遅れた場合

8月に会社の健康保険に加入、10月に国保に脱退の届け出をした

会社の健康保険に加入  
ここで国保の資格がなくなる

10月に国保に脱退の届け出

7月

8月

9月

10月

保険の二重加入、保険税(料)も二重に納めてしまう場合も…

↓  
届け出は  
14日  
以内に